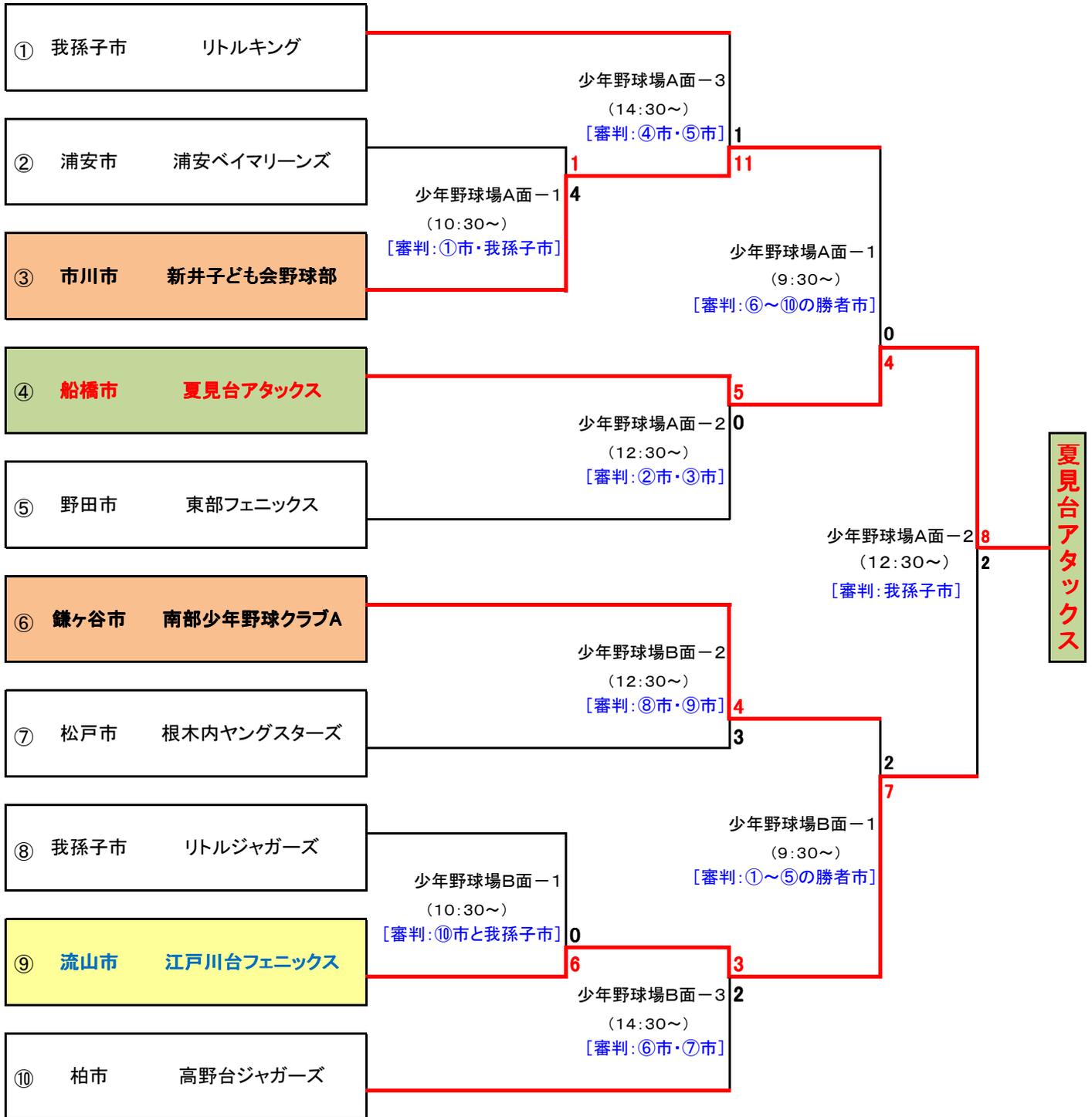


# 第37回東葛親善少年野球春季大会組合せ

2014/5/24現在

1日目(5月18日)

2日目(5月24日)



※学校行事等によりチーム変更の可能性有り  
[予備日は5月25日(日)・31日(土)とする。]





# 東葛親善少年野球大会特別規則

2013年5月  
東葛地区少年野球

## 大会競技規則

最新年度「公認野球規則」並びに全日本軟式野球連盟「競技運営に関する連盟取り決め事項の内、学童野球に関する事項」・「競技に関する連盟特別規則」及び「本大会特別規則」を適用する。

## 大会特別規則

### 【出場資格及びチーム構成】

1. 大会の出場資格は、本大会参加各市の連盟に加盟登録しているチームであり、大会抽選によって定められた試合の勝者となった場合、最終日の試合まで参加できるチームであること。
2. チーム構成は、成人者による代表者(私服)、監督、コーチ(2名)、スコアラー(私服)、介護員(女性)と選手(小学生)11名以上20名以内とする。(ベンチ入り指導者は認定指導者資格者1名を含むものとする)  
※特例・・・今年度(平成25年度)より、連合チームでの参加を認めます。  
少子化に伴い各地域とも部員の減少が激しく単独チームでの選手数確保が困難なチームの救済措置として、1・2年生を除き11名未満のチーム同士に限り2チームでの連合を認める。  
但し、チーム名はどちらかのチーム名で参加する。服装は別々でも認める。

### 【服装・用具】

1. 同一チームの監督、コーチ、選手の服装は、同色、同形、同意匠のユニフォーム(帽子・ストッキング・アンダーシャツを含む)を着用すること。但し、代表者、スコアラー、介護員の服装は、帽子に限り同色同形のものを着帽し、靴は運動靴を着用する。
2. 背番号は、監督30番、コーチ28番・29番、主将10番、選手は0番から27番までとする。
3. スパイクシューズは、監督、コーチ及び選手全員が同色、同形とする。(金属製の使用を禁止する)
4. ヘルメットは『JSBB』マーク入りで両側にイヤラップの付いた物を、最低8個用意し、打者・次打者・走者・ランナーズコーチャーが着帽すること。球審もしくはノッカーにボールを手渡す選手も着帽すること。
5. 捕手(控え捕手も含む)は、マスク(スロートガード付き)・レガース・プロテクター・ヘルメット及び、ファール・カップ(女子選手は除く)を着用すること。
6. 使用球は全日本軟式野球連盟公認球「C号球」とし、金属バットは『JSBB』マーク入りの公認に限る。
7. 投手の守備を除く選手(打者・守備)の手袋の使用は認めるがリストバンドの使用は禁止する。

### 【開会式】

1. 大会の開会式での選手宣誓は、開催市チームの選手とする。
2. 大会開会式での各チームの集合時間は、開始時刻30分前までに、受付を終了し、選手は指定された入場行進場所に整列していること。
3. 各チームの入場行進順序は、先頭に前回優勝チーム、続いて準優勝チームおよび本抽選番号の若番から順次行進する。

### 【試合の集合時間・準備】

1. チームは試合開始予定時刻の1時間前までに集合し、球場責任者による受付を終了すること。
2. 試合中止の場合は、大会本部から連絡する。雨天による判断が困難な場合は、時間までに球場に集合し、大会本部の決定に従うこと。
3. メンバー表の提出は、第1試合は試合開始予定時刻30分前、第2試合以降は40分前までに、監督・主将が大会本部(球場責任者)に5部提出し、グラウンドルールや注意事項等を確認すること。
4. ベンチは抽選番号の若番が1塁側とする。攻撃の先攻・後攻は、メンバー表提出時、トスにより決定する。
5. 試合前のシートノックは、後攻チームから開始し、時間は5分以内とする。但し、前試合の遅れ又は天候不安等が生じた場合は、短縮又は中止して試合を開始することがある。
6. シートノック時にユニフォーム着用指導者が、外野シートノックで選手から返球されたボールを捕球すること及びブルペンでの投球練習の捕手を行うことは認める。但し試合開始後は、選手の練習補助等は認めない。
7. シートノックを行う監督又はコーチにボール渡しをする選手は、ヘルメット着用のうえ、トス渡しとする。主審にボール渡しを行う選手もヘルメット着用のこと。

8. ベンチ入りの代表者・監督・コーチ等指導者が、試合開始から試合終了の間にベンチを離れた場合は、退場したものとみなし再びベンチに戻ることはできない。但し特別な理由があり、事前に審判員の許可を得た場合はこの限りではない。

#### 【試合時間等】

1. この大会の試合は、トーナメント戦とする。
2. 試合は、7回戦均等回で勝敗を争うこととするが、タイムゲームを適用する。  
1試合1時間30分を超えた時は、新しいイニングに入らず、その時点の得点をもって勝敗を決する。
3. 得点差によるコールドゲームは5回均等回終了後7点差のとき適用する。
4. 決勝戦は得点差によるコールドゲームは適用しない。
5. 日没・降雨によるコールドゲームの適用は、4回終了後適用する。また4回終了前については特別継続試合（サスペンデッドゲーム）とし、後日の第1試合前に行う。
6. 日没・降雨の判断は、当該球場責任者・当該試合責任審判員が協議して決定し、両チーム監督を招集し説明を行う。

#### 【試合】

1. 同一投手の投球回数は、1試合5イニングス（特別延長戦を含む）15アウトを限度とする。  
1日2試合の場合は、2試合目も5イニングスを限度とする。  
※高学年大会に於いては、投手は5・6年生とする。特例として4年生も認めるが出来る限り5・6年生で（ただし、4年生の場合は1試合3イニング9アウトとする）。
2. 投手の変化球は禁止し、変化球に対してはボールを宣告する。投手が変化球を投げた場合は、投げないように注意する。  
注意したにもかかわらず、同一投手が再び変化球を投げたときは、その投手を交代させる。  
なお、その投手は他の守備位置につくことは許されるが、同一試合では再び投手に戻ることは許されない。
3. 打者走者を含め走者は、走塁の時ベースコーチ又は他の選手に触れてはならない。  
3塁又は1塁ベースコーチが走者に触れるか、又は支えるかして走者の3塁又は1塁への帰塁、あるいはそれらの離塁を、肉体的に助けた（援助）と審判員が認めた場合は、走塁補助としてアウトを宣告する。
4. 臨時代走（コーテシランナー）を認める。代走者は投手・捕手を除く打順前位の者とする。
5. 審判員に対し抗議できるのは、監督、当該選手とする。
6. 選手交代を行う時は、監督が球審に申告する。
7. メガホンの使用は、監督に限り認める。
8. 監督が投手と協議する時は、マウンドまで駆け足を励行すること。又、選手への指示についても同様とする。  
（簡潔指示の励行）  
但し、同一イニングに同様の行為を2回行った場合は、投手を交代させる。
9. アウトを取る意思の無い投手の塁への送球は、遅延行為とみなしボークとする。
10. 悪質な抗議・野次等を発するチームには、当事者又はチーム責任者・監督の退場を大会責任者・球場責任者・当該審判員が命ずることができる。
11. 各チームの応援団並びにベンチは、相手チームの気分を害さないよう、少年野球に相応しい応援で臨むこと。
12. 作戦のための監督からのタイム要請は攻撃側・守備側で各々3回までとする。  
特別延長ルールは1回につき各1回とする。  
捕手を含む3名以上の野手が投手のもとに集まった場合は、これも作戦タイム1回とカウントする。  
（遅延行為の防止）

#### 【特別延長戦】

1. 7回終了後、又は1時間30分を超え、後攻の攻撃終了時点で同点の場合は、特別延長規則を適用し直ちに『特別延長戦』を実施する。
2. 打者は、前回の継続打順、走者は前回の最終打者が1塁走者として、2塁・3塁の走者は順次前の打者が走者として、1死満塁で1イニングを行い、得点の多いチームを勝者とする。
3. 勝者が決定しない場合は、更に継続打順で1イニング行い、それでも勝者が決定しない場合は抽選とする。
4. 特別延長戦では、選手の交代は認める。但し、既に交替した選手との交代は認めない。  
（選手交代時期は、一度選手を配置し、両チームにて確認後 直ちに選手交代ができる。）

#### 【付記】

1. 試合開始時刻は、あくまでも目安である。コールドゲームまたは天候等によって、試合が早まる場合がある。この場合は、次の試合開始時刻が早まるので、球場責任者の指示に従うこと。また、日没・天候の不安等が予想される場合も同様とする。

2. ベンチ入り指導者は(代表・スコアラー・介護員含む)試合中の喫煙を禁止する(退場)。  
また、試合中喫煙を目的としてベンチ外に出た場合は、再びベンチには戻れない。
3. 各球場において、ベンチ内への組立て椅子・机等の持ち込み・使用は禁止する。

【その他】

1. 大会中の負傷については、各チームで責任を持って処置することとする。

\* \* 本規定は昭和53年11月9日より施行する。 【一部改正 昭和57年 4月 6日】  
【一部改正 昭和60年10月11日】【一部改正 平成元年10月11日】【一部改正 平成 3年10月26日】  
【一部改正 平成 5年11月13日】【一部改正 平成 7年 5月13日】【一部改正 平成 8年11月 2日】  
【一部改正 平成 9年 5月23日】【一部改正 平成11年 6月13日】【一部改正 平成13年10月21日】  
【一部改正 平成14年 4月21日】【一部改正 平成15年 4月13日】【一部改正 平成17年 4月17日】  
【一部改正 平成18年4月 日】 【一部改正 平成20年10月11日】【一部改正 平成24年5月12日】  
【一部改正 平成25年5月6日】